

## 製品事業の薪の規格について

〔35 例規第25号〕  
 〔35.4.20 35長事第1,031号〕

このことについては、今回別紙のとおり、林野庁長官から昭和35年度より実施する旨通達があったので、移達する。

〔昭和35年4月6日 35林野業第1,405号〕  
 〔林野庁長官から中部森林管理局長あて〕

## 同 件

メートル法の統一の実施にともない、薪の寸法に関する指導基準として、さきに34年9月30日付34林野政第5,711号にて指示したが、製品事業においてもこの趣旨により薪の規格を下記のように定めたので、昭和35年度より実施されたい。

## 記

1. 薪の単位及び基準とする規格を次のように統一する。

(1) 単 位 束

(2) 規 格 長さ50 cm、胴まわり70 cm

2. 地方により上記以外の規格を用いている場合の換算率は次のとおりである。

(1) 普 通 薪

長さ	胴まわり	換算率
30 cm	70 cm	0.6 率
25 cm	70 cm	0.5 率

(2) 棚 薪

巾	高さ	長さ	換算率
60 cm	150 cm	300 cm	140 束
50 cm	150 cm	360 cm	140 束

なお、薪の層積を実績に換算する場合は、換算率として0.625を使用する。